

信州の田畑を耕そう！連絡会規約

(名称)

第1条 この連絡会は、「信州の田畑を耕そう！連絡会」（以下「連絡会」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡会は、地域農業の担い手への農地集積を推進する等の取り組みに加え、消費者や企業等が食育や地域活動として遊休農地の活用に参画出来るよう、遊休農地解消に向けて様々な機関が連携して地域の活力向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 連絡会は前条に掲げる目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域の特徴を活かした作物の遊休農地への作付け運動の展開
- (2) 遊休農地の活用に取り組むグループ等への支援
- (3) 遊休農地の活用に係る地域活動状況の情報収集と発信
- (4) その他目的達成のために必要な事業

(連絡会の構成等)

第4条 連絡会は、遊休農地の活用を図る行政機関・農業団体及び本会の目的に賛同する県内の企業・団体等をもって構成する。

- 2 本会の取り組みを広報等で支援いただける報道機関を後援会員とする。
- 3 現地で解消活動等に取り組むグループ、NPO等を登録活動団体とする。

(役員)

第5条 連絡会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
- 2 会長は、構成員の互選によって選出し、副会長は、構成員の中から会長が任命する。

(職務)

第6条 会長は連絡会を代表し、連絡会の業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡会の会議は、連絡会議とする。

- 2 会議の議長は会長があたる。

(連絡会議)

第8条 連絡会議は会長が招集し、次の事項について審議する。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 規約の改廃に関する事項
- (3) その他会長が必要と認める事項

2 連絡会議は原則年1回招集する。但し、会長が必要と認める時は、臨時に会議を招集することが出来る。

- 3 会長は、必要に応じて会員以外の者の出席を求めることが出来る。

(プロジェクトチーム)

第9条 連絡会は必要に応じ、プロジェクトチームを置くことが出来る。

(事務局)

第10条 連絡会の事務を処理するため、連絡会に事務局を置く。

- 2 事務局は、長野県農政部農村振興課に置く。
- 3 事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(補足)

第11条 この規約に定めるもののほか、連絡会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年 6月16日から施行する。